○財務省・農林水産省告示第十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十八日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第八十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、地域自主戦略交付金（文部科学省が所管するものに限る。）の交付に関して、次の各号に掲げる事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に係るものに限る。）を、北海道教育委員会、宮城県教育委員会、神奈川県教育委員会、新潟県教育委員会、静岡県教育委員会、愛知県教育委員会、京都府教育委員会、大阪府教育委員会、兵庫県教育委員会、岡山県教育委員会、広島県教育委員会、福岡県教育委員会及び熊本県教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年四月十八日

文部科学大臣　平野　博文

一　法第五条による交付申請の受理
二　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理
三　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理
四　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理
五　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理
六　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）
七　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理
八　法第十二条による状況報告の受理
九　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令
十　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）
十一　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知
十二　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令
十三　法第十八条第二項による補助金等の返還命令
十四　法第二十三条第一項による立入検査等

○厚生労働省・農林水産省告示第一号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十四年四月三日付けをもって一般社団法人日本食肉加工協会、公益社団法人日本缶詰協会、公益社団法人日本炊飯協会、一般社団法人日本弁当サービス協会、公益財団法人日本食品油脂検査協会、一般社団法人全国清涼飲料工業会、一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会及び一般社団法人日本ソース工業会の認定業務規程の変更の認可をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年四月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定認定機関の名称
一般社団法人日本食肉加工協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本食肉加工協会」から「一般社団法人日本食肉加工協会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般社団法人日本食肉加工協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定認定機関の名称
公益社団法人日本缶詰協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本缶詰協会」から「公益社団法人日本缶詰協会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の公益社団法人日本缶詰協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

三　(一)　指定認定機関の名称
公益社団法人日本炊飯協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本炊飯協会」から「公益社団法人日本炊飯協会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の公益社団法人日本炊飯協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

四　(一)　指定認定機関の名称
一般社団法人日本弁当サービス協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本弁当サービス協会」から「一般社団法人日本弁当サービス協会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般社団法人日本弁当サービス協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

五　(一)　指定認定機関の名称
公益財団法人日本食品油脂検査協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「財団法人日本食品油脂検査協会」から「公益財団法人日本食品油脂検査協会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の公益財団法人日本食品油脂検査協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

六　(一)　指定認定機関の名称
一般社団法人全国清涼飲料工業会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人全国清涼飲料工業会」から「一般社団法人全国清涼飲料工業会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般社団法人全国清涼飲料工業会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

七　(一)　指定認定機関の名称
一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会」から「一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

八　(一)　指定認定機関の名称
一般社団法人日本ソース工業会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本ソース工業会」から「一般社団法人日本ソース工業会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般社団法人日本ソース工業会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）